

所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）についての意見提案手続

ご意見と市議会の考え方

令和2年10月26日から11月16日までの期間に実施した「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）にへの意見を募集します」について、10人の方からご意見をお寄せいただきました。

寄せられたご意見と、条例（案）へのご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。お寄せいただいたご意見は、議会運営委員会における協議の参考とさせていただきます。

1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和2年10月26日（月）から11月16日（月）まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

2. 意見総数

人数 10人（内訳：直接持参0人／郵送0人／FAX2人／電子メール5人／電子申請3人）

3. 寄せられたご意見等

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	全般 全てagree	貴重なご意見として承りました。
2	第19条第1項 「必要があると認める」というような曖昧な規定は恣意的に運用される危険性が高いので、「傍聴人による著しい議事妨害があり、他の委員の賛同が得られた場合」と限定的に解すべきです。 これが民主主義の根幹です。 第19条第2項 ここも曖昧な規定なので、これは省くべきです。 議長のやり方次第で市民の市政参加が妨害されることになりかねない、危険な条項です。 傍聴は市議を選んだ市民の権利ですので、そこを縛ろうとすることは厳に慎んで下さい。	第19条第1項において委員長の退場命令の権限について規定し、第2項において退場させる場合の要件や傍聴の手続について、議長が別に定める旨を規定しています。 第2項の「議長が別に定める」ものとして、現在、議会運営委員会において委員会の傍聴に関する規定を整備することについて協議しています。当該例規において傍聴席に入ることができない者や傍聴人の遵守事項などを規定することで、傍聴の権利を明確化するとともに委員長の恣意的な運用の防止が図られるものと考えます。なお、意見募集の時点において例規案を示せなかったことについては申し訳ございませんでした。
3	全般 条例案に賛成いたします。委員会の傍聴の手続き等が明文化された例規になることによって、市民に対してさらに開かれた市議会となることを期待します。 改正後の19条2項 条例とは別に定められる「委員会の傍聴に関し必要な事項」については、所沢市議会傍聴規則と同様に、所沢市議会のホームページに掲載したり、市役所にて掲示・配布したりするなどして、市民への周知をお願いいたします。	貴重なご意見として承りました。

<p>全般</p> <p>肝心の、今回改正に至った経緯・動機・目的が示されていません。「明文に規定し運用することが望ましい」と分かっていたのに何故、これまでは委員会申し合わせ運用だったのか、そして何故今回この時期にこれを改め明文化しようとしたのか、何かきっかけがあったのか分からないのでこの案が、議会が求めるに相応しい改革案になっているのか判断できませんので具体的な「意見のある箇所」と言うより、基本的・根本的な観点から述べます。</p> <p>「本会議場での傍聴について所沢市議会傍聴規則を制定し」とあるように、同規則では確かに第2条以下の説明で、本会議場での傍聴について定めていることは理解できますが、条文中に「本会議や本会議場における」などの、本規則が本会議場での傍聴に限定される(委員会のような本会議場以外での会議には適用されないとする)表現・定義はありませんので、タイトルからも所沢市議会における全ての会議に適用されると解釈出来ます。</p> <p>そして、第1条(趣旨)では「地方自治法第130条第3項の規定に基づき傍聴に関し・・・(「本会議場における傍聴に関し」とはなっていない)と定めています。その130条でも「会議中」や「議場の・・・」との表現であり特定の会議や議場には限定しておりません、従って今回委員会での傍聴ルールを定めようとするならば、所沢市議会傍聴規則を改正しなければなりません。</p> <p>方法は、規則を委員会も含め全ての会議に適用されると理解できる内容に改正するか又は、「所沢市議会本会議(場)における傍聴規則」と変更して「本会議場での傍聴だけに適用される規則である」ことを盛り込み、別途今回の案のように「所沢市議会委員会条例」を改正し、本会議場ではなく各委員会議場にのみ適用される傍聴であることを明文化する改正を行うかでしょう。但し、後者の場合に本案では、1項で「退場」だけを規定し、2項で「必要な事項(「退場」は除く?)は議長が別に定める」として区別していますが、規則では前記のようにタイトルからも所沢市議会の会議全ての傍聴に関し必要な事項が規定されているはずで、当然「退場」についても必要な条項の一部として盛り込まれており、委員会議だけ退場だけを項目立てて別扱いすべき理由はない。</p> <p>そしてもし後者としたいのであれば何故所沢市議会傍聴規則に準じた「仮称・所沢市議会委員会傍聴規則」を別途制定しないのか? 何故明文化しないで議長に委ねるのか?</p> <p>その場合でも既に規則で議会の傍聴がルール化されているのに別途一部傍聴ルールを切り離して、規則よりも上位に当たる条例に盛り込むことは法規ルール上ありえないのでやはり所沢市議会傍聴規則の改正で対処すべきでしょう。</p> <p>明文化が望ましいとしながら「別に定める」では明文化されておらず矛盾しているし、その「別に定める」内容が不明なので現段階では市民からは内容について具体的意見は残念ながら述べられません。議会が何故そうしたのかを説明しないと、議会の思いが市民には伝わって来ません。所沢市議会傍聴規則の一部改正案を示して欲しかった。</p>	<p>地方自治法第130条の規定については、あくまでも本会議場における議長の権限を定めるものとされており、委員会については、条例で委員会における委員長の権限を別途定めることが望ましいものと考えます。委員会における傍聴に関する規定を整備することについて、現在、議会運営委員会において協議を行っていることから、意見募集の時点で例規案を示すことができなかつたものです。この点については申し訳ございませんでした。</p>
--	--

<p>第19条 何故改正する必要があるのか明確でないので基本的には反対です。 しかし、必要がある時は秘密会議があるかもしれないので次善案としては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、会議の公開を原則とする 2、非公開とする場合の理由を列挙し改正案に記入する。 <p>例、個人の基本的な人権を著しく棄損する時、議案が公序良俗に反する特定の内容を含んでいる、等</p> <p>5 3、必要となる議題については個別に審議する</p> <p>などの規定を置き例外措置であることを明確にして透明性を高める必要がある。</p>	<p>所沢市議会基本条例第6条第1項において「会議を原則公開する」と規定し、委員会の会議も当然に公開の原則が適用されることから、議会基本条例と所沢市議会委員会条例に重複した規定を置く必要がないものと考え、従前の委員会の公開の規定を削除し、公開の一つの形態である傍聴について、本会議場における傍聴の手続等を定めた所沢市議会傍聴規則に準じた現在の運用を明文化するものです。</p> <p>なお、委員会条例第20条において、非公開で行う議会の会議として秘密会について規定しています。</p>
<p>全般 改正する必要はない。</p> <p>理由</p> <p>①傍聴の規則は現在の運用が望ましい。 改正案は、委員長の裁量内容が不明確。第19条2は市議会傍聴規則に包括されていると認識するので法体系上不要というか、規定する目的が理解できない。</p> <p>②この改正案は傍聴の機会を委員長の裁量という形で制約することが危惧される。</p> <p>6</p>	<p>「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について」に記載のとおり、現在の委員会の傍聴については、本会議と同様の運用としています。委員会においてもその運用を明文化することが望ましいことから所沢市議会委員会条例について必要な改正を行うものです。</p> <p>また、地方自治法第130条の規定については、あくまでも本会議場における議長の権限を定めるものとされており、委員会については、条例で委員会における委員長の権限を別途定めることが望ましいものと考えます。</p> <p>現在、議会運営委員会において委員会の傍聴に関する規定を整備することについて協議しています。当該例規において傍聴席に入ることができない者や傍聴人の遵守事項などを規定することで、傍聴の権利を明確化するとともに委員長の恣意的な運用の防止が図られるものと考えます。</p> <p>なお、意見募集の時点において例規案を示せなかったことについては申し訳ございませんでした。</p>

7	<p>全般 委員会での傍聴規定を追加する趣旨は理解します。 しかし、先進性を表現している（委員会の公開）条文を削除し、（傍聴の取扱）条文を追加すると、特に条文中の「傍聴人の退場を命ずることができる」と変えると、会議公開に反して、規制を強化する印象を受けました。 新たな条項を追加するかたちをとる方がよいと思います。 また、第2項の「議長が別に定める」となると、法ではなく人によって変えられる心配があります。第2項は「傍聴規則に準じて取り扱う」の方がよいと思います。</p>	<p>所沢市議会基本条例第6条第1項において「会議を原則公開する」と規定し、委員会の会議も当然に公開の原則が適用されることから、議会基本条例と所沢市議会委員会条例に重複した規定を置く必要がないものとし、従前の委員会の公開の規定を削除し、公開の一つの形態である傍聴について、本会議場における傍聴の手続等を定めた所沢市議会傍聴規則に準じた現在の運用を明文化するものです。 また、地方自治法第130条は本会議場における傍聴について規定しています。同条第3項において「議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない」と規定していることから、傍聴規則の制定については議長の権限とされ、委員会の傍聴に係る規定についても同様に議会を代表する議長に制定の権限があるものと考えます。</p>
8	<p>第19条 今回、委員長の権限を加える必要性が不明。 「所沢市議会傍聴規則」第15条に規則違反の傍聴者を退場できるとある。 「所沢市議会委員会条例」の中に同様の傍聴規則があるかどうか不明だが（パソコンで検索したが、初期化に時間がかかり開けられず）、市議会傍聴規則同様に 1、「委員長は傍聴規則違反の傍聴者を退場させることができる」とする。 「委員長権限で必要性の内容が不明な退場」はやめる。 2、「委員会の傍聴に関し必要な規則は（議長でなく）委員会で定める」（内容は所沢市議会傍聴規則に準じる） 委員長が必要と認める内容を具体的に記さないと、「学術会議」の首相の委員任命拒否例のような危険性がある。すなわち委員長の主観や意見に反する傍聴人を排除する場合もありうる。</p>	<p>所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は、会議公開の一つの形態である傍聴について、本会議場における傍聴の手続等を定めた所沢市議会傍聴規則に準じた現在の運用を明文化するものです。 現在、議会運営委員会において委員会の傍聴に関する規定を整備することについて協議しています。当該例規において傍聴席に入ることができない者や傍聴人の遵守事項などを規定することで、傍聴の権利を明確化するとともに委員長の恣意的な運用の防止が図られるものと考えます。 また、委員会の傍聴に係る規定については、議会を代表する議長に制定の権限があるものと考えます。 なお、意見募集の時点において例規案を示せなかったことについては申し訳ございませんでした。</p>

9	<p>第19条第1項 委員長が「必要があると認めるとき」としていますが、この改正が単なる条例の整備にあれば問題はありませんが、読みようによって、委員長が「恣意的に排除する」可能性は生じませんか。第2項の「必要な事項」をわかりやすいものにしておくことを望みます。</p>	<p>現在、議会運営委員会において委員会の傍聴に関する規定を整備することについて協議しています。当該例規において傍聴席に入ることができない者や傍聴人の遵守事項などを規定することで、傍聴の権利を明確化するとともに委員長の恣意的な運用の防止が図られるものと考えます。なお、意見募集の時点において例規案を示せなかったことについては申し訳ございませんでした。</p>
10	<p>全般 改正には反対します。 《理由》改正前の条文「委員会の会議は公開する」という意味合いとは真逆の意味合いになるからです。すなわち、改正後の条文「委員長…傍聴人の退場を命ずることができる。」の意味するところは委員長の采配により、公開を否定することになるからです。 所沢市議会基本条例によれば、本会議も委員会もその他の会議と名のつくものは原則公開(条例第6条)を建前としています。その本旨を踏まえた時、改正後の条文はあまりにも乱暴な表現ではありませんか。これでは委員長の意のままに退場が求められます。少なくとも「必要がある場合」の内容を明示すべきです。 これまでの委員会傍聴人が委員会審議を妨害することがあったとしたら、条例の改正ではなく、傍聴規則のなかで「退場命ずることがある。」としたらどうでしょうか。 そもそも、条例を改正しなければならないほどの事由は何かを市民に示すべきです。</p>	<p>所沢市議会基本条例第6条第1項において「会議を原則公開する」と規定し、委員会の会議も当然に公開の原則が適用されることから、議会基本条例と所沢市議会委員会条例に重複した規定を置く必要がないものと考え、従前の委員会の公開の規定を削除し、公開の一つの形態である傍聴について、本会議場における傍聴の手續等を定めた所沢市議会傍聴規則に準じた現在の運用を明文化するものです。 現在、議会運営委員会において委員会の傍聴に関する規定を整備することについて協議しています。当該例規において傍聴席に入ることができない者や傍聴人の遵守事項などを規定することで、傍聴の権利を明確化するとともに委員長の恣意的な運用の防止が図られるものと考えます。なお、意見募集の時点において例規案を示せなかったことについては申し訳ございませんでした。</p>

【問い合わせ先】 所沢市議会事務局
 TEL:04-2998-9256 / FAX:04-2998-9222
 E-mail:a9256@city.tokorozawa.lg.jp